

九州地区大学体育系学生リーダーズ・トレーニング規則

(目的)

第1条 九州地区大学体育協議会（以下「協議会」という。）規約（以下「規約」という。）第4条第2号に定める九州地区大学体育系学生リーダーズ・トレーニング（以下「リーダーズ・トレーニング」という。）は、体育系サークル幹部にリーダーとしての知識を習得させ、併せて幹部としての責任及び役割を身に付けさせることによってその資質の向上を図り、もって九州地区における大学体育の活性化及びスポーツの振興を図るとともに、大学間相互の連帯意識及び積極的な相互協力の精神を育成することを目的として実施する。

(当番大学)

第2条 リーダーズ・トレーニングは、規約施行細則第2条に定める当番大学が企画・立案し、協議会総務委員会の承認を得て実施する。

(役員)

第3条 リーダーズ・トレーニングには、次の役員を置く。

- (1) 顧問 当番大学の学長
- (2) 参与 当番大学の副学長、学生担当部長(教員)、事務局長及び学生部長(相当職を含む。)
- (3) 事務局長 第4条第2号に規定する事務局大学の学生部長（相当職を含む。）
- (4) 実行委員会委員長 事務局大学の主務課長
- (5) 実行委員会副委員長 事務局大学の学生代表

(機関)

第4条 リーダーズ・トレーニングの企画、実施のため、当番大学に次の機関を置く。

- (1) 実行委員会
- (2) 事務局大学
- (3) その他リーダーズ・トレーニングの実施に必要と認められる機関

(実行委員会)

第5条 実行委員会は、当番大学の各大学等から推薦された学生、教員及び事務職員各1人以上をもって構成し、次の事項を掌る。

- (1) リーダーズ・トレーニングの企画・立案及び実施・運営
- (2) その他リーダーズ・トレーニングの実施等に必要事項

(事務局大学の任務)

第6条 事務局大学は当番大学の協議によって決定するものとし、次の事項を総括する。

- (1) リーダーズ・トレーニングの企画及び実施・運営
- (2) リーダーズ・トレーニングの予算及び決算
- (3) 実行委員会の開催
- (4) 九州地区大学体育協議会本部（以下「本部校」という。）及び当番大学並びにリーダーズ・トレーニング参加大学等との連絡・調整
- (5) その他リーダーズ・トレーニングの企画・立案及び実施・運営に必要な事項

(運営経費)

第7条 リーダーズ・トレーニングは、次の経費によって運営するものとする。

- (1) 協議会から交付されるリーダーズ・トレーニング経費
- (2) 参加者から徴収する個人負担金
- (3) その他補助金等

(実施要項基準)

第8条 リーダーズ・トレーニングの実施要項は、協議会総務委員会が別に定める「リーダーズ・トレーニング実施要項基準」に基づいて策定するものとする。

(報告)

第9条 当番大学は、リーダーズ・トレーニング終了後、次の書類を作成して本部校に報告しなければならない。

- (1) 決算書
- (2) 実施記録報告書
- (3) その他次期リーダーズ・トレーニング実施の参考に供する資料等

(その他)

第10条 本規則は、総務委員会の提案に基づき評議員会の議を経なければ改正することができない。

附 則

1. 本規則は、平成10年4月1日から施行する。
2. 本規則は、平成16年5月19日から施行する。
3. 本規則は、平成18年5月23日から施行する。
4. 本規則は、平成30年5月16日から施行する。